

子家発 0704 第 1 号
令和元年 7 月 4 日

都道府県
各 指定都市 児童福祉主管部（局）長 殿
中核市

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長
（公 印 省 略）

要保護児童対策地域協議会におけるヤングケアラーへの対応について

虐待を受けている子どもをはじめ、要保護児童の早期発見や適切な保護を図るため、市町村が設置する要保護児童対策地域協議会（以下「要対協」という。）においては、関係機関で子どもとその家族に関する情報や支援方針を共有し、適切な連携の下で対応していくこととしている。

今般、厚生労働省では、要対協を対象として、「ヤングケアラー」と呼ばれる子どもたちをどのように捉えているかなど、その実態について調査を実施したところである。（「ヤングケアラーの実態に関する調査研究」（平成 30 年度子ども・子育て支援推進調査研究事業。以下「実態調査」という。））

本実態調査の結果、ヤングケアラーの概念を認識している要対協は 3 割弱にとどまっており、ヤングケアラーの概念を認識している要対協であっても、当該子どもの生活実態を把握しているのは半数程度であった。

については、本実態調査の結果を踏まえ、要対協においてヤングケアラーの概念について認識をいただくとともに、関係機関によりヤングケアラーに対する支援が行われるよう、下記について適切な対応を図られるようお願いする。

都道府県にあつては、管内市区町村（指定都市・中核市を除く。）に対して周知していただくよう併せてお願いする。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言である。

記

1. ヤングケアラーの概念について

実態調査では、年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負って、本来、大人が担うような家族の介護（障がい・病気・精神疾患のある保護者や祖父母への介護など）や世話（年下のきょうだいの世話など）をすることで、自らの育ちや教育に影響を及ぼしている18歳未満の子どもを「ヤングケアラー」と定義されている。

実態調査では、ヤングケアラーの4割以上が、1日平均5時間以上、介護や世話をしており、また、ヤングケアラーの3割以上が学校にあまり行けていない（休みがち）といった状況にある。

子どもの中には、こうした家族の介護等が必要なことにより、子どもの健やかな成長や生活への影響からネグレクトや心理的虐待に至っている場合があることを認識する必要がある。

なお、今年度の厚生労働省の調査研究事業において、こうした子どもや家族を適切に把握するためのアセスメントツールの開発について研究を実施する予定であるので、併せてお知らせする。

2. 要対協に求められる役割について

1. のヤングケアラーの概念について、要対協調整機関は、構成機関に対して周知し、実態把握に努めるとともに、要対協に登録されている子どもや、新規に登録を検討する際や、その支援方針を検討する際には、ヤングケアラーではないかという観点から家族の要介護者等の有無やその支援の状況、子どもの学校の出欠状況など家族全体の状況を共有してアセスメントすることが重要である。

実態調査によれば、特に子どもは、自分自身がヤングケアラーであると認識していることが少なく、学校からの情報を契機として要対協にケース登録される割合が高いといった結果に留意の上、学校・教育委員会との情報共有に努められたい。

また、支援方針を策定する上で、家族に要介護者等がいる場合には、その介護・世話等の実態を踏まえた上で、養育支援訪問事業による家事援助や介護保険サービス、障害福祉サービスなど適切な支援につなげていくよう留意するとともに、高齢者福祉、障害者福祉部局などの関係部署との連携を図られたい。

(参照URL) ヤングケアラーの実態に関する調査研究報告書（三菱UFJリサーチ&コンサルティング）

https://www.murc.jp/wp-content/uploads/2019/04/koukai_190426_14.pdf

令和元年度「児童虐待防止推進月間」の主な取組について

- 平成16年から毎年11月を「児童虐待防止推進月間」と位置付け、自治体、関係府省庁、関係団体等と連携した集中的な広報・啓発活動を実施。
- 月間の開始にあたり、毎年閣議において厚生労働大臣から各大臣に対し、月間への積極的な協力と「Wリボンバッジ」の着用を依頼（閣議日：11月1日（金））。



オレンジリボンには子ども虐待を防止するというメッセージが込められています。

1 「子どもの虐待防止推進全国フォーラム in みやぎ」の開催【令和2年度の予定については別紙2参照】

令和元年11月16日（土）、17日（日）鳥取県倉吉市の倉吉未来中心において開催。

主催：厚生労働省 共催：鳥取県、倉吉市、三朝町、湯梨浜町、北栄町、琴浦町

2 「児童虐待防止推進月間」標語の募集・決定・公表

（令和元年度最優秀作品）『189（いちはやく） ちいさな命に 待ったなし』

石居 くるみさん（東京都）の作品

※ 全国からの応募総数4,804作品の中から最優秀作品を選考し、最優秀作品の応募者には、厚生労働大臣賞を授与。厚生労働省や自治体等が作成する各種広報媒体に掲載。

3 広報啓発ポスター等々の全国配布【別紙1参照】

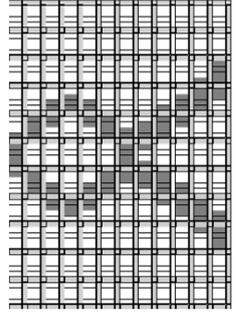
児童相談所全国共通ダイヤル「189（いちはやく）」等の周知を図るポスター・リーフレットを作成し、全国の自治体、関係機関、関係団体に配布。

4 一般メディアの活用等による広報啓発

インターネットや政府広報（ラジオ番組、新聞突き出し広告の掲載等）を活用し、周知・啓発を図る。

5 厚生労働省庁舎のオレンジリボンド레스アップ

室内照明により厚生労働省の庁舎（中央合同庁舎5号館）の窓ガラスにオレンジリボンが浮かび上がるようド레스アップを実施。



オレンジリボンド레스アップ（イメージ）

6 自治体・関係団体等の取組の取りまとめ・公表

自治体、関係団体、関係府省庁における児童虐待防止に向けた広報・啓発活動の実施状況を取りまとめ、厚生労働省ホームページ等で公表。

（例：イベントの開催、啓発物品の作成・配布、民間企業等とタイアップした企画の実施 等）

令和2年度「子どもの虐待防止推進全国フォーラム」の開催について

別紙2

厚生労働省では、児童虐待問題に対する理解を国民一人一人が深め、主体的な関わりを持てるよう、毎年11月の児童虐待防止推進月間に合わせ、厚生労働省が主催、開催地の関係自治体共催となって、「子どもの虐待防止推進全国フォーラム」を開催している。

令和2年度は以下のとおり開催を予定している。

【令和2年度開催予定】

子どもの虐待防止推進全国フォーラム in こうち（仮称）

日程： 令和2年11月7日（土）、8日（日）

会場： 高知県高知市内

内容： 児童虐待対策をテーマとした基調講演、複数の分科会、「児童虐待防止推進月間」
標語最優秀作品の表彰 等

（参考）これまでの開催地

平成17年	埼玉県さいたま市	平成25年	大分県別府市
平成18年	静岡県静岡市	平成26年	和歌山県和歌山市
平成19年	熊本県熊本市	平成27年	神奈川県横浜市
平成20年	滋賀県大津市	平成28年	福井県福井市
平成21年	新潟県妙高市	平成29年	高知県高知市
平成22年	広島県広島市	平成30年	宮城県仙台市
平成23年	東京都世田谷区	令和元年	鳥取県倉吉市
平成24年	北海道札幌市		

※台風の影響により中止

2020

子ども虐待防止オレンジリボン運動 公式ポスターコンテスト

「子ども虐待防止オレンジリボン運動」を広めるための
啓発ポスターのデザインを広く募集いたします。



ちいさな手

未来
私たちの未来
私たちが守れるものを、私たちが守りましょう



子ども虐待防止
オレンジリボン運動

オレンジリボン運動とは、
子ども虐待防止のシンボル
マークとしてオレンジリボン
を広めることで、子どもへ
の虐待をなくすことを呼び
かける市民運動です。
「NPO法人児童虐待防止
全国ネットワーク」が総合
窓口を担っています。

作品募集

2020年3月23日(月)まで

応募締切

主催 認定NPO法人 児童虐待防止全国ネットワーク

後援

内閣府、文部科学省、厚生労働省、東京都、一般社団法人日本子ども虐待防止学会、公益財団法人 SBI 子ども希望財団、
読売新聞社、全国社会福祉協議会、全国児童養護施設協議会、全国乳児福祉協議会、全国母子生活支援施設協議会、
全国保育協議会、全国保育士会、全国自立援助ホーム協議会(予定)

“オレンジリボン運動”で検索してください。

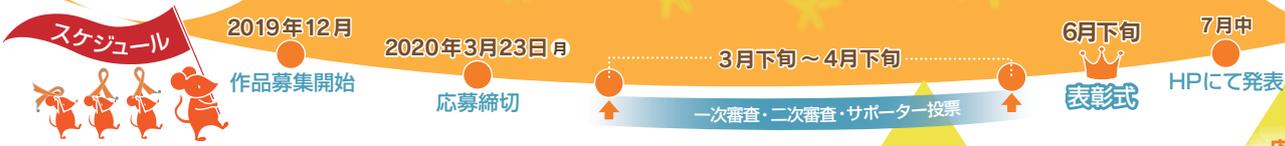
オレンジリボン運動

検索

子ども虐待防止オレンジリボン運動 公式ポスターコンテスト作品募集 2020

募集要項

公式ポスターの部	最優秀賞	1名	賞金 10万円、表彰盾
	優秀賞	1名	賞金 3万円、表彰盾
	オレンジリボンサポーター賞	1名	賞金 3万円、表彰盾
特別賞	企業・団体賞(共催企業、団体毎)		記念品、表彰盾
参加賞	1次審査通過者	150名	公式オレンジリボングッズ贈呈



使用用途

最優秀作品については、児童虐待防止全国ネットワークが使用する2020年度啓発ポスター・チラシ等に使用いたします。
また、特別賞として各共催より選ばれた作品は、その企業・団体が子ども虐待防止啓発活動で独自に使用いたします。

審査委員

駿河台大学メディア情報学部 教授 城井 光広氏
株式会社電通 クリエイティブディレクター 吉田 豊氏
全国児童養護施設協議会 会長 桑原 教修氏
読売新聞東京本社 社会保障部 部長 山本 広海氏
認定 NPO 法人児童虐待防止全国ネットワーク 吉田 恒雄
※特別賞は各共催企業・団体様にて選定いたします。



応募方法 ※必ずお読みください

コンテスト詳細・応募方法は、
オレンジリボン運動 **検索**
オレンジリボン運動ホームページより
コンテストのバナーをクリック
※専用フォームからご応募ください。

応募形態

- B2タテのポスター
- イラストレーター、Photoshop等を使用して制作
- jpgまたはPDFで応募

お問合せ

認定NPO法人
児童虐待防止全国ネットワーク
公式ポスターコンテスト事務局
〒156-0043 東京都世田谷区松原1-45-10
KTスクエア4B
E-MAIL: info@orangeribbon.jp

2019年度 受賞者のコメント

[2019年度 受賞結果はこちら] <http://www.orangeribbon.jp/info/npo/2019/07/2019-3.php>



「虐待かな?」と思ったら、
児童相談所全国共通ダイヤル **189**へ

最優秀賞

おさだ ゆうこ
長田 裕子 さん

このような賞を頂き、驚きと感動でいっぱいです。以前保育園に勤めていたのですが、現場を離れてからも子どもたちの力になったことが、嬉しくて仕方ないです。多くの子どもたちが幸せで健やかに育っていただける社会を心から願います。

救われる命がある。

にしむら 西村 あゆさん

ほくを たすけて ください。

あなたの言葉で救える未来がある。

児童相談所全国共通ダイヤル **189**

くまがい 熊谷 主悟さん

「里親月間（里親を求める運動）」について

1. 目的

厚生労働省及び関係団体が主唱し、毎年10月を「里親月間（里親を求める運動）」と定め、都道府県、指定都市、児童相談所設置市が管内市町村や、児童福祉施設、里親支援機関、各地域の里親会や社会福祉協議会等の関係機関並びに関係団体の協力を得ながら、①地域の実情に応じて里親制度に関する広報活動を展開、②新規里親の開拓を行うなど里親委託を促進、③里親家庭において適切な養育を確保し里親を孤立させないよう里親支援の充実を図り、併せて、④里親組織の育成等にに取り組むことにより、里親制度の一層の推進を図ることを目的とする。

2. 主唱・協力

主唱：厚生労働省、公益財団法人全国里親会、一般社団法人日本ファミリーホーム協議会

協力：都道府県、指定都市、児童相談所設置市、市町村、社会福祉法人全国社会福祉協議会、全国児童養護施設協議会、全国乳児福祉協議会、全国母子生活支援施設協議会、全国児童自立支援施設協議会、全国児童心理治療施設協議会、全国自立援助ホーム協議会、全国児童家庭支援センター協議会、公益財団法人日本財団、全国児童相談所長会、全国民生委員児童委員連合会、全国保育協議会、公益社団法人全国私立保育園連盟、社会福祉法人日本保育協会、公益社団法人日本PTA全国協議会、一般財団法人児童健全育成推進財団、全国各地域活動連絡協議会、NPO法人子育てひろば全国連絡協議会

3. 取組方針

月間期間中、以下の基本的な方針により取り組む。

- (1) 里親制度の普及啓発の強化を図り、児童福祉関係機関・施設はもとより病院や学校、企業・事業所、地域住民等への理解を促すことにより、社会全体で里親を支援する気運づくりを行う。
- (2) 新規里親を積極的に開拓するとともに、併せて未委託里親への委託を進めるなど、里親委託数を増加させる。
- (3) 里親等への研修等を充実し、里親の養育技術の一層の向上を図る。
- (4) 児童相談所、里親支援機関、児童家庭支援センター等による里親支援の一層の拡充を図る。
- (5) 里親組織等を育成するとともに、活動の活性化を図る。

②広報媒体やSNSを活用した各種広報の実施

(補助事業等により実施するもの(株)読売新聞社)

- ・新聞広告(9月30日読売新聞夕刊、10月1日読売新聞朝刊)
- ・里親制度に関する特設サイト設置
- ・里親月間中、BS日テレにてCM放映
- ・Youtube動画制作

(政府広報等)

- ・報道発表 ※月間中の広報・イベント活動、地方自治体の取り組み事例等を紹介
- ・厚生労働省twitter
- ・厚生労働省facebook
- ・広報誌「厚生労働」(記事掲載)
- ・広報誌「共同参画」(情報掲載)
- ・政府広報Yahoo!バナー広告
- ・首相官邸メールマガジン(情報掲載)
- ・厚生労働省HPカルーセル枠(情報掲載)

特別養子縁組制度の普及・啓発について

○ 厚生労働省では、特別養子縁組制度についての普及・啓発を進めています。

《思いがけない妊娠に戸惑い、悩んでいる方向け》

(ポスター・リーフレット(表面))

(リーフレット(裏面))



思いがけない妊娠に もまどつあなたへ

あなたの出産と産後を応援する

多くの人たちがいます。

ひとりで悩まないで、まずは**相談**してください。

どうしても育てられない場合は、かけがえない命を、
あなたに代わって大切に育ててくれる

「**特別養子縁組制度**」があります。

思いがけない妊娠に戸惑い、悩んでいるあなたに

かけがえない命です。

あなたの出産と産後を応援できるサポート体制があります。

ひとりで悩まずに、まずは **相談** を！！

どうしても育てられない場合には、生まれてくる命を、あなたに代わって
大切に育ててくれる「**特別養子縁組制度**」があります。

「特別養子縁組」ってなに？

「特別養子縁組」とは、何らかの理由で生みの親が育てられない子ども
のために、生みの親との法的な親子関係を解消し、養親（育ての親）との新た
な親子関係を始める制度です。

あなたが子どもをどうしても育てられない場合は、あなたの代わりに家族
になって、子どもを育ててくれるご夫婦に、大切な命を託すことができます。

まずは相談。児童相談所の全国共通ダイヤルは『189』

児童相談所

児童相談所では、特別養子縁組に関する相談のほか、子育ての悩み相談
など幅広く対応しています。児童相談所全国共通ダイヤル『189』で
お住まいの地域の児童相談所につながります。

連絡は匿名で行うことが可能です。連絡者や連絡内容に関する秘密は守られます。

下のセンターでも相談を受け付けています。

「子育て世代包括支援センター」

「子育て世代包括支援センター」は、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない
支援のために、保健師等によるきめ細かな相談支援等を行っています。

→ → → お住まいの市町村役場にご連絡ください。

(注) 全国1,741市区町村のうち、296市区町村で実施されています。(平成28年4月1日現在)

「女性健康支援センター」

「女性健康支援センター」では、保健師等による妊娠に悩む方に対する相談等、
女性のライフステージに応じた相談支援を行っています。

→ → → 全国女性健康支援センター一覧 で検索してください。

まずは児童相談所に、お電話ください。

189 全国共通ダイヤル

《特別養子縁組により親になることを希望される方向け》
 (ポスター・リーフレット(表面))

厚生労働省

親を必要としている子どもたちがいます。

あなたの子どもとして
あなたの家庭に迎え入れる制度です。

子どもを育てたいと願うあなたに
「特別養子縁組制度」があります。

詳しくは児童相談所にお尋ねください。
 189 全国共通ダイヤル

いち は や く

(リーフレット(裏面))

子どもを育てたいと願うあなたに

「特別養子縁組制度」のご案内

「特別養子縁組」とは、子どもの福祉の増進を図るために、養子となるお子さんの実親(生みの親)との法的な親子関係を解消し、美の子として、新たな親子関係を結ぶ制度です。

「特別養子縁組」は、養親になることを望むご夫婦が家庭裁判所に請求を行い、下記の要件を満たした場合に、家庭裁判所から決定を受けることで成立します。

成立の要件

「特別養子縁組」の成立には、以下のような要件を満たす必要があります。

- ① 養子となるお子さんの父母(実父母)の同意が必要ではありません。ただし、実父母がその意思を示さない場合又は、実父母による虐待、悪徳の遺棄その他養子となるお子さんの利益を著しく害する事由がある場合は、実父母の同意が不要となる場合があります。
- ② 養親となるには配偶者のいる方(夫婦)でなければならず、夫婦共同で縁組をすることになります。また、養親となる方は25歳以上でなければなりません。ただし、養親となる夫婦の一方が25歳以上である場合、もう一方は20歳以上であれば養親となることができます。
- ③ 養子になるお子さんの年齢は、養親となる方が家庭裁判所に審判を請求するときに6歳未満である必要があります。ただし、お子さんが6歳に達する前から養親となる方に監護されていた場合には、お子さんが8歳に達する前までは、審判を請求することができます。
- ④ 縁組成立のためには、養親となる方が養子となるお子さんを6カ月以上監護していることが必要です。そのため、縁組成立前にお子さんとの一定の期間を一緒に暮らしたいとき、その監護状況を考慮して、家庭裁判所が特別養子縁組の成立を決定することになります。

◆ 「特別養子縁組」が成立すると、お子さんと実父母との法的な親族関係が終了し、お子さんと養親との間で実親子と同様の親族関係が生じます。

【参考】

成立件数 の推移	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
成立件数	325	374	339	474	513	542

出典：司法統計年報

相談窓口のご案内

◆ 「特別養子縁組制度」に関心を持たれた方は、児童相談所にお問い合わせください。

児童相談所
 児童相談所全国共通ダイヤル「189」でお住まいの地域の児童相談所につながります。

インターネットからは 全国児童相談所一覧 検索 で検索してください。

産科医療機関を中心とする医療関係者の方向け

(リーフレット(表面))

医療関係者の皆様へお願い ～特別養子縁組制度について～

【思いがけない妊娠に戸惑い、悩む妊婦さんにお伝えください。】

- 思いがけない妊娠など、出産後の養育に不安がある妊婦さんが来院された場合、心身の状況(妊娠・出産)についての葛藤に配慮しつつ、下記の情報をお伝えください。
- ① 妊娠時から子育て期にわたる切れ目のない支援や、妊娠に悩む方が相談できる窓口があります。
- ② どうしても子どもを育てられない場合、「特別養子縁組制度」があります。
- ③ 養子縁組に関することなど児童相談所への相談は、匿名でも行えます。

⇒ 児童相談所の全国共通ダイヤルは「1189(イチハヤク)」※裏面参照

① 妊娠や子育てに関する保健師等による相談窓口

- 「子育て世代包括支援センター」
「子育て世代包括支援センター」は、妊娠時から子育て期にわたる切れ目のない支援のために、保健師等によるきめ細かな相談支援等を行っております。
お住まいの市町村役場にご連絡ください。
(注) 全国1,741市区町村のうち、296市区町村で実施されています。(平成28年4月1日現在)
- 「女性健康支援センター」
「女性健康支援センター」では、保健師等による妊娠に悩む方に対する相談等、女性のライフステージに応じた相談支援を行っております。
[全国女性健康支援センター一覧] [検索](#) で検索してください。

② 「特別養子縁組制度」について

「特別養子縁組」とは、子どもの福祉の増進を図るために、実親(生みの親)との法的な親子関係を解消し、養親(育ての親)との新たな親子関係を始める制度です。
○ 「特別養子縁組」は、養親(育ての親)となる方による請求に対し、家庭裁判所が決定を与えることで成立します。
○ 「特別養子縁組」の成立には養子となるおとやん(養親)の同意が必要ではありません。ただし、実父母がその意思を表示できない場合又は、実父母による虐待、悪意の遺棄その他養子となるおとやんの利益を著しく害する事由がある場合は、実父母の同意が必要となります。
○ 「特別養子縁組」が成立すると、おとやんと実父母との法的な親族関係が終了し、新たに養親との親族関係が生じます。

＜「普通養子縁組」と「特別養子縁組」の違い＞

	普通養子縁組	特別養子縁組
縁組の成立要件	養親と養子の同意により成立 ○ 養親：成年に達した者 ○ 養子：尊属又は養親より年長でない者	養親の請求に対し家庭裁判所の決定により成立 ○ 養親：原則25歳以上(夫婦の一方が25歳以上であれば、一方は20歳以上で可)配偶者がある者(夫婦双方と養親) ○ 養子：原則、6歳に達していない者
実父母との親族関係	実父母との親族関係は終了しない	実父母との法的な親族関係が終了する
監護期間	特段の設定はない	6月以上の監護期間(注)を考慮して縁組(注)「監護期間」とは、要養形成に向けて、子どもと同居して生活する期間を言います。
戸籍の表記	実親の名前が記載され、養子の続柄は「養子(養女)」と記載	養親の名前が記載され、養子の続柄は「養子(養女)」と記載

(リーフレット(裏面))

③ 児童相談所のご照会

- 児童相談所
児童相談所全国共通ダイヤル「1189(イチハヤク)」でお住まいの地域の児童相談所につながります。
児童相談所では、養子縁組に関する相談のほか、子育ての悩み相談など幅広く対応しています。
※連絡は匿名で行うことが可能です。連絡先や連絡内容に関する秘密は守られます。

参 考

国としては、昨年成立した以下の法律を着実に実施していくことにより、養子縁組の利用推進を図るとともに、特定妊婦等への支援の強化を図るためのモデル事業を実施することとしています。

平成28年改正児童福祉法における「家庭と同様の環境における養育の推進」について

- 社会的養護が必要な子どもが、心身ともに健やかに養育されるよう、より家庭に近い環境での養育の推進を図ることが必要です。このため、平成28年の児童福祉法改正により、国・地方公共団体(都道府県・市町村)の責務として、「家庭と同様の環境における養育の推進」等を明確化しました。
- 具体的には、児童相談所が要保護児童の養育環境を決定するときは、
・ まず、児童が家庭において健やかに養育されるよう、保護者の支援を行い、
・ 家庭における養育が適当でない場合は、児童が「家庭における養育環境と同様の養育環境」において継続的に養育されるよう、必要な措置を講じ、
・ これらの措置が適当でない場合、児童が「できる限り良好な家庭的環境」で養育されるよう、必要な措置を講じることとしました。
※ 特に就学前の児童については、通知等において、原則、「家庭における養育環境と同様の養育環境」での措置を講じることとしました。

「民間あつせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律」について

○ 近年、民間の養子縁組あっせん事業者による養子縁組の成立件数が増加しており、その事業運営の透明化と適正化がますます重要となります。このため、議員立法として「民間あつせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律」が、平成28年12月9日に成立しました。

「産前・産後母子支援事業」(モデル事業)について

- 平成29年度から、特定妊婦等への支援の強化を図るため、産科医療機関や母子生活支援施設等にコーディネーターを配置し、特定妊婦や思いがけない妊娠により出産後の育児に不安を抱える妊婦に対する支援について、都道府県等への補助事業としてモデル的に実施しています。

統計データ

○ 虐待死事例 (注) 平成26年度に厚生労働省が把握した虐待死事例(心中以外)

虐待死事例(44人)のうち、

- 0歳児が61.4%(27人)と最も高い割合を占める。
(0歳児死亡事例(27人)のうち、月齢0か月児が55.6%(15人))
- また、54.5%(24人)の子どもの実母が「予期せぬ妊娠(望まない妊娠/計画していない妊娠)」だった。

○ 特別養子縁組の成立件数

(出典) 司法統計年報

平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
325	374	339	474	513	542

※厚生労働省HP (<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000169158.html>) にも掲載されています。

児童扶養手当制度の概要

<p>1. 目的 離婚によるひとり親世帯等、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について手当を支給し、児童の福祉の増進を図る。(平成22年8月より父子家庭も対象)</p>
<p>2. 支給対象者 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童(障害児の場合は20歳未満)を監護する母、監護し、かつ生計を同じくする父又は養育する者(祖父母等)。</p>
<p>3. 支給要件 父母が婚姻を解消した児童、父又は母が死亡した児童、父又は母が一定程度の障害の状態にある児童、父又は母の生死が明らかでない児童などを監護等していること。 ※ ただし、国内に住所を有しないとき、児童が父又は母と生計を同じくするとき、母又は父の配偶者に養育されるとき等は支給されない。 平成26年12月より、受給者等の年金額が手当額を下回る場合は、その差額分の手当を支給。</p>
<p>4. 手当月額(令和2年4月からの見込額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童1人の場合 全部支給：43,160円 一部支給：43,150円から10,180円まで ・児童2人以上の加算額 [2人目] 全部支給：10,190円 一部支給：10,180円から5,100円まで <li style="padding-left: 20px;">[3人目以降1人につき] 全部支給：6,110円 一部支給：6,100円から3,060円まで
<p>5. 所得制限限度額(収入ベース)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全部支給(2人世帯) 160万円 ・一部支給(2人世帯) 365万円
<p>6. 受給状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成31年3月末現在の受給者数(概数値) 940,696人 (母：886,239人、父：50,003人、養育者：4,454人)
<p>7. 予算額(国庫負担分) [令和2年度予算案] 1,598.7億円 (令和元年度予算額 2,074.8億円)</p>
<p>8. 手当の支給主体及び費用負担</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支給主体：都道府県、市及び福祉事務所設置町村 ・費用負担：国 1/3 都道府県、市及び福祉事務所設置町村 2/3

はたらく母子家庭・父子家庭応援企業表彰

ひとり親家庭を応援！

就業支援に積極的に取り組む企業・団体を募集し、表彰します。

募集期間：令和元年12月4日（水）～令和2年2月7日（金）

厚生労働省では、ひとり親家庭に対する自立支援の一環として、母子家庭の母、父子家庭の父の就業支援に積極的に取り組んでいる企業や団体を対象に「はたらく母子家庭・父子家庭応援企業表彰」を実施しています（平成18年～）。

母子家庭の母、父子家庭の父は、子育てと仕事の両立が難しいなどの理由から、就業が困難な状況にあります。この表彰は、雇用する企業側に働きかけることで、母子家庭の母、父子家庭の父が働きやすい環境整備などの取組を促進するとともに、ひとり親家庭支援の社会的機運を高めることを目的とするものです。

受賞企業・団体の発表は、令和2年3月の予定です。

たくさんのご応募をお待ちしております。

募集要項

【募集対象】 下の（1）又は（2）の項目のすべてに当てはまる企業や団体を対象に表彰します。

- （1）母子家庭の母及び父子家庭の父（以下「ひとり親家庭の親」という。）の就業支援に積極的に取り組んでいる企業・団体
- ①ひとり親家庭の親の就業促進について理解があること
 - ②ひとり親家庭の親が継続的に就業可能となっているなど、職場環境が良好であること
 - ③ひとり親家庭の親を相当数雇用していること
 - ④重大悪質な法令違反がないこと及び社会通念上、表彰するにふさわしくないと判断される問題がないこと
 - ⑤過去に本表彰制度に基づく表彰を受賞していないこと
- （2）母子・父子福祉団体等に相当額の事業の発注を行っている企業・団体
- ①母子・父子福祉団体又はひとり親家庭の親に対する年間発注割合が一定以上であること
 - ②重大悪質な法令違反がないこと及び社会通念上、表彰するにふさわしくないと判断される問題がないこと
 - ③過去に本表彰制度に基づく表彰を受賞していないこと

【募集期間】 令和元年12月4日（水）～令和2年2月7日（金）まで

【応募方法】 応募用紙※に必要事項を記入の上、「厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課母子家庭等自立支援室」宛てにFAX、又は郵送（当日消印有効）してください。

※ 応募用紙（公募用）は、同支援室で配付するほか、厚生労働省ホームページにも掲載していますので、ダウンロードしてお使いください。

【お問合せ】 厚生労働省 子ども家庭局 家庭福祉課 母子家庭等自立支援室

住所：〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

電話：03-5253-1111（内線4888） FAX：03-3595-2663

HP：右のQRコードからアクセスできます。

ホームページはこちら→



民事執行法及び国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律の一部を改正する法律の概要

検討の経過

H28. 9 法務大臣から法制審議会へ諮問
H28. 11～ 法制審部会での調査審議開始

H29. 9 中間試案の取りまとめ
H30. 6 追加試案(ハーグ条約実施法)の取りまとめ
H30. 10. 4 要綱の取りまとめ・答申

H31. 2. 19 閣議決定・国会提出
R1. 5. 10 成立(R1. 5. 17公布)

第1 債務者財産の開示制度の実効性の向上【民事執行法の改正】

- 強制執行の申立てには、執行の対象となる債務者の財産を特定することが必要
- 平成15年に、債務者の財産に関する情報を債務者自身の陳述により取得する手続として、「財産開示手続」を創設
⇒ しかし、「財産開示手続」の利用実績は年間1000件前後と低調
債務者財産の開示制度の実効性を向上させる必要があるとの指摘

背景

第1-1 債務者以外の第三者からの情報取得手続を新設

【新制度の概要】

- ★金融機関(銀行、信金、労金、信組、農協、証券会社等)から、①預貯金債権や②上場株式、国債等に関する情報を取得
 - ★登記所から、③土地・建物に関する情報を取得
 - ★市町村、日本年金機構等から、④給与債権(勤務先)に関する情報を取得
- ※ 給与債権に関する情報取得手続は、養育費等の債権や生命・身体の侵害による損害賠償請求権を有する債権者のみか申立て可能



第1-2 現行の財産開示手続の見直し

【見直しの概要】

★現行の財産開示手続をより利用しやすく実効的なものにする

見直し①

現行制度では、手続の申立権者が、確定判決等を有する債権者に限定
申立権者の範囲を拡大して、仮執行宣言付判決を得た者や、公正証書により金銭(例えば養育費など)の支払を取り決めた者等も利用可能にする

見直し②

現行制度では、債務者の不出頭や虚偽陳述に対する罰則(30万円以下の過料)が写し
不出頭等には刑事罰(6か月以下の懲役又は50万円以下の罰金)による制裁を科して、手続の実効性を向上させる



現行制度の課題と見直しの方向

第2

不動産競売における暴力団員の買受け防止の方策【民事執行法の改正】

背景

- 公共事業や企業活動等からの暴力団排除の取組が官民を挙げて行われており、民間の不動産取引でも暴力団排除の取組が進展
- 現行の民事執行法において暴力団員の買受け自体を制限する規定なし
⇒ 約200の暴力団事務所の物件が不動産競売の経歴を有していることが判明(全国の暴力団事務所は約1700箇所)【警察庁調べ】
- 「世界一安全な日本」創造戦略(H25.12閣議決定) ⇒ 「不動産競売・公売への暴力団の参加防止等の方策について検討する」
- 不動産競売事件は年約2万3000件(平成28年)

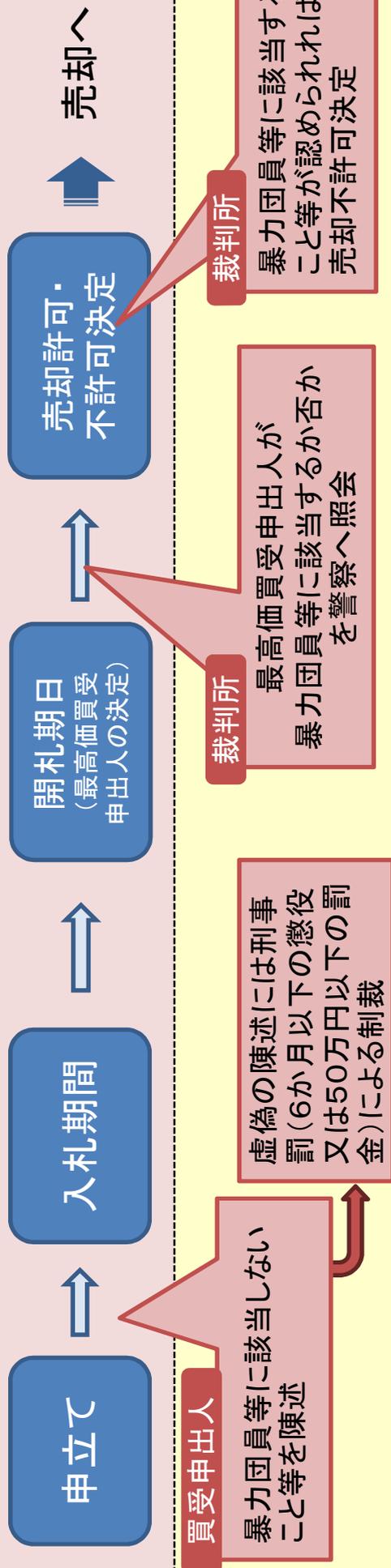
現行制度の課題と見直しの方向

【新制度の概要】

- ★裁判所の判断により暴力団員、元暴力団員、元暴力団員、法人で役員のうち暴力団員等がいるもの等が買受人となることを制限
(※)「元暴力団員」：暴力団員でなくなつてから5年を経過しない者
- ★暴力団員等でない者が、暴力団員等の指示に基づき買受けの申出をすることも制限

→ 例えば、買受人自身は暴力団員ではなかったとしても、暴力団員が買受人に資金を渡すなどして買受けをさせていた場合も、買受けを制限

裁判所における不動産競売の手続



国内の子の引渡しの強制執行に関する規律の明確化 国際的な子の返還の強制執行に関する規律の見直し

第3

背景

- 国内の子の引渡しの強制執行：現行法において明文なく、動産に関する規定を類推適用
 - ⇒ 裁判の実効性を確保しつつ、子の利益に配慮する等の観点から、規律を明確化する必要あり
- 国際的な子の返還の強制執行：国内と同様の観点から規律を整備する必要あり
 - ※ ハーグ条約上、利用可能な手続のうち最も迅速な手続を用いるとの規定あり
- 国内の子の引渡しの強制執行は年間100件程度（国際的な子の返還の代替執行は年間1, 2件程度）

現行制度の課題と見直しの方向

第3-1 国内の子の引渡しの強制執行に関する規律の明確化 【民事執行法の改正】

【新制度の概要】

- ★ 執行裁判所が執行機関となり、執行官に子の引渡しの実施を命ずる旨を決定
- ★ 執行官が執行場所に赴き、債務者による子の監護を解いて債権者に引渡し

申立てに一定の要件を付加

- ・ 間接強制では引渡しの見込みがあると認められない
- ・ 子の急迫の危険を防止するために必要がある等

執行官に子の引渡しの実施を命ずる旨を決定

子と債務者が共にいること（同時存在）は**不要**とすつ、**子の利益**に配慮し、債権者の出頭を原則化

第3-2 国際的な子の返還の強制執行に関する規律の見直し 【ハーグ条約実施法の改正】

【現行制度】

間接強制手続

執行官に子の返還の実施を命ずる旨を決定

返還実施者（債権者に限られない）の出頭が必要

子と債務者が共にいること（同時存在）が**必要**

見直し①

間接強制前置を不要とすつ、**子の利益**に配慮し、申立てに一定の要件を付加

- ・ 間接強制では返還の見込みがあるとは認められない
- ・ 子の急迫の危険を防止するため必要がある等

見直し②

同時存在の要件を不要とすつ、**子の利益**に配慮し、債権者の出頭を原則化

第4 民事執行法のその他の見直し 【民事執行法の改正】

第4-1 差押禁止債権をめぐる規律の見直し

【背景】

- 債権の差押えにより債務者の生活が困窮することを防止するため、現行法には、債務者が、差押命令の取消しを求めめる制度（**差押禁止債権の範囲変更の制度**）がある。
- しかし、現状では、①債務者がこの制度の存在を十分に認識していない、②債務者が申立ての準備をしている間に差押債権者によって差押債権が取り立てられてしまう、などの理由により、この制度があまり活用されていない。

【見直しの概要】

- ★ 差押禁止債権の範囲変更の制度の存在を、裁判所書記官が債務者が債務者に対して**教示**
- ★ 給与等が差し押さえられた場面において、債務者が差押禁止債権の範囲変更の申立てのための**準備期間を1週間から4週間に延長**
(この準備期間中は取立てができない)

第4-2

債権執行事件の終了をめぐる規律の見直し

感 送 94

【見直しの概要】

- ★ 債権執行事件において、債権者が取立ての届出等をせずに長期間（2年以上）にわたって漫然と事件を放置し続けている場面において、**執行裁判所の決定により事件を終了させるための仕組み**を導入

第5

施行日 【第1～第4全体】

- ★ 公布の日(R1. 5. 17)から1年を超えない範囲内において政令で定める日から**施行**
- ★ **第1-1** のうち、登記所から債務者の不動産に関する情報を取得する手続は、公布の日(R1. 5. 17)から2年を超えない範囲内で政令で定める日から**運用開始**

ひとり親に対する税制上の対応

(所得税、個人住民税)

1. 大綱の概要

未婚のひとり親について寡婦（夫）控除を適用する。この際、適用する条件は死別・離別の場合と同様とする。

2. 制度の内容

- 未婚のひとり親について寡婦（夫）控除を適用する。この際、適用する条件は死別・離別の場合と同様とする。
- 寡婦（夫）控除について、以下の見直しを行う。
 - ① 寡婦に寡夫と同じ所得制限（所得500万円（年収678万円））を設ける。
 - ② 住民票の続柄に「夫（未届）」「妻（未届）」の記載がある場合には、控除の対象外とする。
 - ③ 子ありの寡夫の控除額（現行所得税27万円、住民税26万円）について、子ありの寡婦（所得税35万円、住民税30万円）と同額とする。

(注1) 上記の改正は、令和2年分以後の所得税、令和3年度分以後の個人住民税について適用する。

(注2) 扶養親族がない死別女性、子以外の扶養親族を持つ死別・離別の女性（所得500万円（収入678万円）以下）については現状のままとする。

(注3) 現行の寡婦、寡夫又は単身児童扶養者に対する個人住民税の非課税措置を見直し、上記の見直し後の寡婦若しくは寡夫又は上記の措置により控除の対象となる未婚のひとり親（これらの者の前年の合計所得金額が135万円を超える場合を除く。）を対象とする。

※控除の法形式については検討中